

## 【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年3月27日
【報告者の名称】	株式会社アスラポート・ダイニング
【報告者の所在地】	東京都港区海岸一丁目16番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区海岸一丁目16番1号
【電話番号】	03-5405-4467（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部長 山下 典之
【縦覧に供する場所】	株式会社アスラポート・ダイニング （東京都港区海岸一丁目16番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 H S I グローバル株式会社  
所在地 東京都品川区南大井3丁目23番8号

## 2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

## 3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成21年3月26日開催の取締役会において、公開買付者による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨を決議いたしました。

### (2) 本公開買付けの背景及び公開買付者との資本提携について

当社グループは、経営理念である“感動共有業”の具現化に向けて、下記の3つの“I”（アイ）の実践を掲げ、事業戦略の柱として取り組んでまいりました。

「Intercommunity」= 共有・共同参加（既存業態の改善・発展）

「Innovation」= 革新（新業態開発）

「Investment」= 投資（事業及び資本提携等による戦略的事業展開）

直近事業年度である平成20年3月期には、当社子会社である株式会社ゲンジフーズが和風ファミリーレストラン等の事業を譲り受け、また、当社が株式会社とり鉄の株式を取得するなど、グループ規模の拡大及び業態ポートフォリオの充実を図ってまいりました。

しかしながら、世界的な金融不安や企業収益の減少などによる景気の後退が一段と鮮明になるなか、外食産業においても、個人消費意欲の減退による外食機会の減少、食品偽装等による消費者の食への不安の高まりなど、長期にわたり厳しい経営環境が続いております。特に大きな影響を受けた当社子会社の株式会社ゲンジフーズでは、当初の事業計画に大きく遅れが生じたため、平成21年3月期第2四半期連結会計年度において連結子会社ののれんに対する減損損失等を計上し純資産が減少いたしました。その結果、上場維持の要件に抵触するおそれが生じており、当社は、資本増強による財務体質の改善が必要との認識のもと引受先の選定を定めてまいりました。

公開買付者は、阪神酒販株式会社（以下「阪神酒販」といいます。）の100%子会社であり、本公開買付けの実施及び当社の実施する普通株式38,166株の第三者割当（以下この増資を「本第三者割当増資」といいます。）による引受けを目的に設立された買収目的会社であります。

阪神酒販は、昭和35年に設立され、飲料や食品の宅配による訪問販売やインターネットによる通信販売を中心に、独自商品の製造から小売販売、飲食店の運営までを一貫して行い、食品・外食関連事業を総合的に展開する企業集団（以下「阪神酒販グループ」といいます。）を形成しております。

阪神酒販グループは、特に外食事業については一層の飛躍を図るために積極的な投資を行うべき事業領域と位置づけております。現在、阪神酒販グループは、直営店及びFC店含め115店舗の焼き鳥店を全国にて展開しておりますが、激しい競争のある業界の中で勝ち抜くためには、阪神酒販グループと当社が一体となることにより、スケールメリットを創出し、事業拡大を図っていくことが重要であると考えております。

かかる状況下において、当社及び当社の筆頭株主である合同会社ジュピターインベストメント（以下「ジュピター社」といいます。）と公開買付者の間で交渉が行われました。阪神酒販グループとしては、当社に対する資本参加を検討し、当社及びジュピター社と協議した結果、公開買付者が本第三者割当増資を引き受けて当社の資本を増強するとともに、本公開買付けを実施して当社に経営参加することが、阪神酒販グループ及び当社の企業価値向上に資すると判断し、一方で、当社は、阪神酒販グループは、酒類・食品の製造、卸などを主な事業とし、また、「ちどり亭」「鳥造」などのブランドの居酒屋事業を傘下に保有しており、阪神酒販グループの商品開発や物流を活用した安定的なマーチャンダイジング機能の向上や、同グループの外食事業とその店舗運営のノウハウとリソースを共有することによるコストの効率化等、当社の企業価値の向上を図ることができるかと判断いたしました。

そこで、公開買付者は、当社と本公開買付け及び本第三者割当増資（払込金額は1株当たり金4,043円、総額154,305,138円。）の公開買付者による引受け等に関して、平成21年3月12日付で「資本提携契約書」を締結いたしました。資本提携契約書においては、公開買付者が本公開買付け及び本第三者割当増資の引受けにより、当社の発行済株式総数の過半数の取得を目指すこと、当社の発行済株式総数の2分の1以上の議決権の取得を条件として、平成21年3月期に係る定時株主総会において、任期満了により退任する社外取締役田中健二氏及び江田裕一郎氏を重任候補者として選定せず、当社の取締役3名及び監査役1名を公開買付者から派遣

し、公開買付者の指名する取締役が当社の取締役会の過半数を占めるように提案することについて、合意しております。

また、公開買付者は、当社の筆頭株主であるジュピター社との間で、ジュピター社が、その所有する当社の株式の全部（60,656株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合（以下「株式所有割合」といいます。）36.76%）について本公開買付けに応募する旨を合意しております。

当社は、平成21年3月12日開催の取締役会において、本第三者割当増資による募集株式の発行及び発行される全株式を公開買付者に割り当てる旨を決議しており、公開買付者は、資本提携契約書に基づき、これを引き受けました。本公開買付けが成立する場合、本第三者割当増資の結果も併せ、公開買付者は当社の発行済株式総数の過半数を保有することとなる予定であります。なお、本第三者割当増資により公開買付者が当社に払い込む金額の用途は、借入金の返済及び本社移転費用等であります。また、本第三者割当増資の1株当たりの払込金額である4,043円は、株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場（以下「ヘラクレス市場」といいます。）における、本第三者割当増資についての当社取締役会決議の前営業日である平成21年3月11日の当社普通株式の終値3,900円に103.67%を乗じたものであり、同日までの過去1ヵ月間のヘラクレス市場における当社の終値の単純平均値4,043円（小数点以下四捨五入）と同額であります。

### (3) 本公開買付けに対する意見の理由及び根拠

当社は、「(2) 本公開買付けの背景及び公開買付者との資本提携について」で述べたとおり、本公開買付けの成立を通じて公開買付者との資本提携を実現することが、当社の企業価値の向上に資するものであり、ひいては当社株主の利益にかなうものであると判断し、本公開買付けに賛同の意を表明することを決議いたしました。

公開買付者及びその親会社である阪神酒販は、本公開買付けにおける当社普通株式の買付価格の決定にあたり、平成20年12月下旬、北村・平賀法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所による法的助言を得ながら、慎重に議論・検討を重ねてまいりました。更に、平成21年2月中旬に当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるグローウィンに株式価値算定を依頼しました。公開買付者は、グローウィンが平成21年3月11日付で提出した株式価値算定書を参考にしつつ、当社に対して行った財務面・法務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、過去の公開買付け事例において市場株価に対して付与されたプレミアムの水準、当社による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した上で、当社の筆頭株主であるジュピター社との協議・交渉の経緯もふまえ、平成21年3月12日、買付価格を5,150円と決定いたしました。

なお、公開買付者がグローウィンから受領した株式価値算定書によると、グローウィンは、当社株式の市場株価の動向、当社の財務状況等を勘案し、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を実施しており、それぞれの手法において算定された当社株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりであります。

・市場株価法	3,950円 ~ 9,570円
・類似会社比較法	2,846円 ~ 6,058円
・DCF法	16,666円 ~ 21,020円

一方、当社は、公開買付者から提示された買付価格に対する意思決定において、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関である株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウントティング（以下「コーポレート・アドバイザーズ」といいます。）に株式価値算定を依頼いたしました。当社は、コーポレート・アドバイザーズが平成21年3月25日付で提出した株式価値算定書を参考にしつつ、当社筆頭株主であるジュピター社が本公開買付けに応募することに同意している事実、過去の公開買付け事例において市場株価に対して付与されたプレミアムの水準及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、平成21年3月26日開催の当社取締役会において、本公開買付けの諸条件について慎重に検討いたしました。この検討にあたっては、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーである弁護士法人英知法律事務所から法的助言も受けております。これらの検討の結果、本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社株式の売却機会を提供するものであると判断し、当社取締役会において本公開買付けについて賛同することにつき承認可決いたしました。

なお、当社がコーポレート・アドバイザーズから受領した株式価値算定書によると、コーポレート・アドバイザーズは、当社株式の市場株価の動向、類似会社の財務数値及び市場株価の動向、当社の財務状況等を勘案し、市場株価平均法、類似会社比準法及びDCF法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を実施しており、それぞれの手法において算定された当社株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりであります。

・市場株価法	3,852円 ~ 4,366円
・類似会社比較法	3,828円 ~ 4,291円
・DCF法	3,986円 ~ 5,917円

また、本公開買付けにおける買付価格は、平成21年3月11日（本公開買付けの実施について公開された平成21年3月12日の前取引日）までの過去3ヵ月間のヘラクレス市場における当社株式の終値の単純平均値4,384円（小数点以下四捨五入）に対して17.47%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成21年3月11日までの過去1ヵ月間のヘラクレス市場における当社の終値の単純平均値4,043円（小数点以下四捨五入）に対して27.38%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成21年3月11日のヘラクレス市場における終値3,900円に対して32.05%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた価格であります。

なお、本公開買付けにあたり、公開買付者は、当社の筆頭株主であるジュピター社より、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。本公開買付けが予定どおり成立した場合、親会社の異動、主要株主である筆頭株主の異動、主要株主の異動及びその他の関係会社の異動が生じ、当社は公開買付者の子会社となる見込みであります。

#### (4) 上場廃止の有無について

当社の株式はヘラクレス市場に上場されているところ、本公開買付けは当社の上場廃止を企図して行われるものではないとの説明を公開買付者より受けております。しかしながら、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社の株式は、ヘラクレス市場の定める株式上場廃止基準に従い、所定の手続を経て、上場廃止となる可能性があります。万一、株式上場廃止基準に抵触した場合の対応方針につきましては、株式上場廃止基準に抵触する蓋然性が高まった段階で、慎重に検討する予定であります。

- (注) 1. 当社が該当するおそれのあった、ヘラクレス市場の上場維持の要件は次のとおりであります。（大阪証券取引所ヘラクレスの上場廃止基準のうち純資産の額に関する基準を抜粋）
- 6 以下の(1)から(3)までのすべてに該当する場合。（第17条第1項第4号a）
    - (1) 総資産の額又は売上高（連結ベース、連結財務諸表作成会社でない場合は単独ベース、以下同じ。）が50億円未満のとき。
    - (2) 上場時価総額（上場株式数に日々の最終価格を乗じた数値）が30営業日連続して50億円未満である場合において、以後3か月の間に5営業日連続して50億円以上とならないとき。
    - (3) 純資産の額（連結ベース、連結財務諸表作成会社でない場合は単独ベース、以下同じ。）が4億円未満であるとき。

(注) (2)の上場時価総額について、平成21年1月から12月までの間は、「50億円」とあるのは「30億円」として適用しております。
  - 7 浮動株式数が1,100単位未満である場合において、1か年以内に1,100単位以上とならないときで、かつ、純資産の額が4億円未満であるとき。（第17条第1項第4号b）
  - 8 浮動株時価総額が30営業日連続して15億円未満である場合において、以後6か月の間に5営業日連続して15億円以上とならないときで、かつ、純資産の額が4億円未満であるとき。（第17条第1項第4号c）

(注) 平成21年1月から12月までの間は、「15億円」とあるのは「9億円」として適用しております。
2. ジュピター社の株式所有割合は、本第三者割当増資の効力発生により、平成21年3月27日に公開買付者が当社の普通株式38,166株を取得する予定のため、当社の第3期第2四半期報告書（平成20年11月14日提出）に記載された平成20年9月30日現在の発行済株式数（126,834株）に本第三者割当増資によって増加する38,166株を加えた165,000株を分母として計算しております。
3. ジュピター社は、公開買付者との間で、その所有する当社の株式の全部について本公開買付けに応募することに合意しておりますが、(i)本公開買付けと競合する公開買付け（以下「競合買付け」といいます。）、又は合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡、資本提携、事業提携、その他これらに類する一切の取引を含む当社株式の取得又は当社との事業統合の提案が発表され、(ii)当社が競合買付け又は競合提案に賛同し、かつ、(iii)ジュピター社が、競合買付け又は競合提案に反対することが、少数株主の利益を害することとなると合理的に判断した場合には、本公開買付けに応募する義務を負わないとされております。

## 4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権数(個)
山口 伸昭	代表取締役社長		110	110
小島 保幸	取締役		34	34
合計			144	144

(注) 役名、職名、所有株式数及び議決権数については、本報告書提出日現在のものです。

## 5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

## 6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

## 7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

## 8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。